

令和 3 年度第 1 5 回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提 出 日：令和 3 年 1 月 8 日
 担当部・課：総務部総務課〔内線 4 0 3 9〕

① 件 名
個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度に関する所要の整備について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 国では、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の 3 つの法律を 1 つに統合する等、各法律が改正された。</p> <p>また、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において、官民共通の全国的な共通ルールを規定するとともに、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化し、令和 5 年春に改正法が全部施行されることとなった。</p> <p>【目的】 上位法の改正により、本市の「個人情報保護条例」及び「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部を改正し、デジタル社会の形成に向けた所要の整備を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号） デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号） 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号） 石巻市個人情報保護条例（平成 1 7 年条例第 1 5 号） 石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 5 5 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 5 月 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）」公布（令和 3 年 9 月 1 日施行） 1 0 月 第 1 回情報公開・個人情報保護審査会へ 2 つの条例の一部改正について意見聴取（意見なし）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 用語の定義の明確化【個人情報保護条例関係】 独立行政法人等については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に規定する独立行政法人等を定義していたが、今後は「個人情報の保護に関する法律」を根拠とするもの。</p> <p>2 デジタル庁設置に伴う所掌事務の変更【個人情報保護条例関係】 デジタル庁設置法により、情報提供ネットワークの所管が総務省から内閣に設置されたデジタル庁に変更となり、情報提供等記録の訂正を実施した場合に、必要に応じて、その内容を通知する通知先が総務大臣から内閣総理大臣に変更するもの。</p>

<p>3 番号法第19条第4号新設による号ずれの解消【個人情報保護条例、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例関係】</p> <p>番号法第19条に規定する特定個人情報の提供の制限の例外規定として、「従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供（第4号）」が追加され、号ずれが生じたことから各条例について所要の改正を行うもの。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>条例の用語の定義の明確化、情報提供等記録の提供先等への通知に係る通知先の変更等について、所要の見直しを行うことで、より適切な個人情報保護制度の運用が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>仙台市、東松島市及び女川町は、第3回定例会にて改正済</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和3年12月 市議会第4回定例会に、石巻市個人情報保護条例、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案（公布の日から施行とし、一部の施行は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に掲げる規定の施行の日からとする。）</p> <p>令和4年春 国がガイドライン公表</p> <p>令和4年度中 個人情報保護条例の廃止及び関係例規の整備</p> <p>令和5年春 「個人情報の保護に関する法律」の完全施行</p>
<p>⑨ その他</p>